



災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、その他災害に伴って発生する一般廃棄物（以下「災害一般廃棄物」という。）の収集運搬の初期活動に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請手続）

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害一般廃棄物の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議）

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じて相互に協議し、確認するものとする。

（経費負担）

第4条 支援協力は、無償で行うものとし、乙は甲に支援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県文化環境部環境整備課、乙においては、山形県環境整備事業協同組合事務局とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

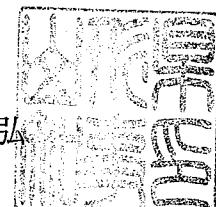
第7条 この協定は、平成18年3月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月29日

甲 山形県

山形県知事 斎 藤 弘



乙 山形県環境整備事業協同組合

理事長 丹野秀樹

